浜田市社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市社会福祉法人指導監査実施要綱(以下「要綱」という。) 第16条の規定による社会福祉法人(以下「法人」という。)の指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査実施の基準)

- 第2条 要綱第5条の規定による指導監査実施条件の決定は、次の基準によるものと する。
 - (1) 一般監査については、別表に掲げる要件に応じて次の基準のいずれかに該当する法人を対象とする。
 - ア Ι区分法人 1年に1回以上
 - イ Ⅱ区分法人 3年に1回
 - ウ Ⅲ区分法人 4年に1回
 - エ IV区分法人 5年に1回
 - (2) 特別監査については、次の基準のいずれかに該当する法人を対象とする。
 - ア 法人運営に重大な問題を有すると認められるとき又は事業経営に不正若しく は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
 - イ 重大な最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき
 - ウ 度重なる指導によっても改善が認められないとき
 - エ 正当な理由がなく実地監査を拒否したとき

(提出を求める書類等)

第3条 要綱第9条第2項第5号の規定に基づき提出を求める書類等は、要綱第8条 第3項第5号の規定に基づく監査調書及び監査調書中添付すべきものとされた書類 とし、その提出期限は監査実施日の2週間前とする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

別表

区分	要件	評価基準
I	Ⅱ区分からⅣ区分までのいずれにも	
	該当しない法人	
П	評価基準①ア及びイのいずれも満た	①法人運営及び事業の状況
	していると認められる法人。ただし、	ア 法人の運営について、関係法
	次の各号いずれかに該当する法人を	令、関係通知等(法人に係るもの

除く。

- (1) 法人設立後、2年が経過していない法人
- (2) 前年度に特別監査を実施した法人
- (3) 前回の指導監査で施設の経営に問題を有すると認められた法人
- (4) 指導監査の改善指導に対して、改善措置を講じない法人
- (5) その他、指導監査の実施が必要と 認められる法人

に限る。) に照らし、特に大きな 問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人 の行う事業について、施設基準、 運営費並びに報酬の請求等に関 する大きな問題が特に認められ ないこと。

- Ⅲ II区分に該当する法人であって、かっ、IV区分に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、かつ、次の各号のいずれかを満たしていると認められる法人
 - (1) 評価基準②アに取り組んでいる 法人
 - (2) 評価基準②イに取り組んでいる 法人
 - (3) 評価基準② ウに取り組んでいる 法人
 - (4) 評価基準②エに取り組んでいる 法人

Ⅲ区分に該当する法人であって、かっ、Ⅳ区分に該当しない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次号に該当する場合で、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる法人

(1) 公認会計士、監査法人、税理士又 は税理士法人(以下「専門家」とい う。)による財務会計に関する内部 統制の向上に対する支援又は財務 会計に関する事務処理体制の向上

②法人の取組の状況

- ア 福祉サービス第三者評価事業 を受審し、その結果について公表 を行い、サービスの質の向上に努 めていること。
- イ 経営する施設が IS09001 の認 証を受けていること。
- ウ 地域社会に開かれた事業運営 が行われていること。
- エ 地域の様々な福祉需要に対応 した先駆的な社会貢献活動に取 り組んでいること。

③ 書類

- ア 別添 1 「財務会計に関する内部 統制の向上に対する支援業務実 施報告書」
- イ 別添 2「財務会計に関する事務 処理体制の向上に対する支援業 務実施報告書」

に対する支援を受け、評価基準③ア 又はイの書類を提出した法人

Ⅱ区分に該当する法人であって、かっ、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号のいずれかに該当する場合で、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる法人

IV

- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 36 条第 2 項及び法第 37 条の規定に基づき会計監査人を設置している法人で、評価基準④アの会計監査報告を提出した法人
- (2) 会計監査人を設置していない法人で、評価基準④イの会計監査報告を提出した法人

④会計監査報告

- ア 法第45条の19第1項及び社会 福祉法施行規則(昭和26年厚生 省令第28号)第2条の30の規定 に基づき作成される会計監査報 告に「無限定適正意見」又は「除 外事項を付した限定付適正意見」 (除外事項について改善された ことが確認できる場合に限る。) が記載されていること。
- イ 法第45条の19の規定による会 計監査人による監査に準ずによる監査に準ずによる監査との設置とでは監査という。 大と公認会計であって計算関係と、 の間の監査をと同じま査がまれる監査と同じ財産を監査がまる監査をという。 を査をいまるを監査がまれた会見に、「無限定適正をの際に作成を適正を見」が設定をの際に無限定適になる。 を変える、 を変える、 に、「無限定道にないる。 を変える、 に、「無限定道にないる。 に、「無限を付したのいる。 に、「無限をである。」が記載されていること。